新救助工作車が配備されました!

平成23年5月12日、荒尾消防署に救助工作車が更新配備されました。レスキュー車とも言われ、救助隊（レスキュー隊）が搭乗する車両のことで、あらゆる災害現場に対応できる救助資機材を搭載し、救助活動を行います。

この救助工作車には、以前の車両にはなかった約3トンの引き上げ能力を有するクレーンが搭載されたほか、けん引等に使用するウインチをはじめ、夜間の活動に必要不可欠な照明装置、事故車両を切断、開放する油圧器具等を積載しています。その他にも火災・水難・大規模災害時の救助資機材も多数装備しており、災害時における地域住民の生命・身体・財産を守ります。

助かった! 住宅用火災警報器

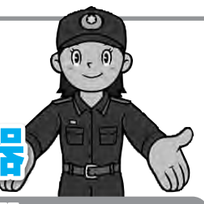

平成23年4月　和水町

78歳の男性が、お湯を沸かすためヤカンに水を入れて、ガスコンロに着火したつもりが、誤って魚焼きグリルに着火し、その場を離れた。しばらくして台所から警報器が鳴っているのに気付き、台所へ行くとガスコンロから炎が上がっていた。（ぼや火災）

平成23年6月　荒尾市

朝方、ガスコンロのグリルで魚を焼いて、火を着けたままの状態で妻が出勤した。その後、警報器が鳴っていることに**近所の人**が気付き、散歩で外出していた夫に知らせ初期消火を行った。（ぼや火災）

秋の全国火災予防運動

平成23年度全国統一防火標語

消したはず　決めつけないで　もう一度

秋の火災予防運動が**11月9日（水）から15日（火）**までの一週間にわたり、全国一斉に実施されます。

昨年は、**45**件の建物火災が管内で発生しています。これから、**火災が発生しやすい時季を迎えます。**火の取り扱いには十分注意し、火災の発生を防止しましょう。

平成23年度 第3回危険物取扱者試験

試験日　平成24年　2月19日（日）

願書受付　平成24年　1月　4日（水）～1月13日（金）

※問い合わせ先　有明広域行政事務組合消防本部　予防課　☎(0968)73-5273

皆さんの応急手当が「命」を守ります

～あなたも応急手当を身につけてみませんか～

消防本部では、地域における救命率の向上を最大の目標に掲げ、「いつでも、どこでも、誰でも効果的な応急手当を行うことができる社会」の構築をスローガンとして、地域住民の皆様や管内の事業所等などに対する様々な応急手当講習会を実施しています。みなさんも是非、この機会に受講されてはいかがでしょうか。

	受講時間	内　容
短期講習《随時受付（要事前予約）》	希望時間	希望の応急手当・心肺蘇生法等
普通救命講習《随時受付（要事前予約）》	3時間	AED・心肺蘇生法・異物除去・止血法（修了証交付）
公募制普通救命講習《荒尾消防署（奇数月）玉名消防署（偶数月）において毎月第3日曜日開催》	3時間	AED・心肺蘇生法・異物除去・止血法（修了証交付）
上級救命講習《随時受付（要事前予約）》	8時間	AED・心肺蘇生法・異物除去・止血法・傷病者管理法・外傷の手当・搬送法（修了証交付）
応急手当普及員講習（2月・8月に年2回開催）	1日8時間×3日間	応急手当の指導者として必要な内容（上級救命講習内容の他、感染防止・基礎医学・指導技法・指導要領等。）（認定証交付）

問い合わせ先

有明広域消防本部	救急課	TEL(0968)73-5283
荒尾消防署	救急係	TEL(0968)63-1121
玉名消防署	救急係	TEL(0968)73-7117

119番通報のかけ方（火事か？救急か？）

職員が質問をしますので、慌てずにお答えください。

火事の場合

①場所はどこか（住所は大字・番地・世帯主まで）
（道路や屋外の場合、目印になる建物は？場所は？）
②何（どこ）が燃えていますか？
ここで出動指令！最寄りの車両が現場へ向います
③建物内に人は残っていませんか？
④けが人はいませんか？

救急の場合

①場所はどこか（住所は大字・番地・世帯主まで）
（道路や屋外の場合、目印になる建物は？場所は？）
②誰が（何歳？性別は？）どうした？どうある？
③意識はある？呼吸（息）は？話せる？動ける？
ここで出動指令！最寄りの車両が現場へ向います
④痛いところや、けがをしているところはどこですか？
⑤今までの病歴・かかりつけの病院はどこですか？

サイレンの音が近づいてきたら、合図をして誘導をお願いします

※注意点

- 場所がわからなければ、消防車・救急車等は来る事ができません。場所が判明した時点で消防車・救急車等に現場に向うよう指示を出します。よく電話の途中で切ったり、『いいから早く』等と言われますが、電話を受ける者と現場に向う者は別です。状況を聞き、車内で準備ができるように（または、到着したらすぐに対応ができるように）出動している隊員に情報を送っています。
- 消防車・救急車等は緊急車両です。救急車はタクシーではありません。したがって要請があればサイレンを鳴らしながら走行します。（法律で義務付けられています）
- 固定電話がある場合、携帯電話ではなく固定電話からの通報をお願いします。（最終手段として発信場所が確認できます）
- もしもの時のために、あらかじめ電話の近くに住所・氏名等の準備をお願いします。
- 119は緊急専用です。緊急ではなく病院・その他の問い合わせ等は**73-5289**にお願いします。
- FAXでの119通報も可能です。用紙は有明広域消防本部のホームページからダウンロードをお願いします。
- 詳しくはホームページにあります『119番のかけ方』をご覧ください。